第三十四条第三項中「書面」の下に「又は電磁的方法」を加える。

第四十三条に次の二項を加える。

3　前項の場合において、電磁的方法により議決権又は選挙権を行うことが定款で定められているときは、組合員は、同項の規定による書面の提出に代えて、当該書面に記載すべき事項を当該電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該組合員は、当該書面を提出したものとみなす。

4　前項前段の規定による書面に記載すべき事項の電磁的方法（国土交通省令で定める方法を除く。）による提供は、理事会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該理事会に到達したものとみなす。

第五十一条第六項中「同条第四項」を「同条第五項」に改める。

第五十五条中「第四十三条第二項」の下に「から第四項まで」を加える。

第五十八条中「第五項」を「第七項」に、「第二十一条第四項」を「第二十一条第五項」に改める。

**第二十二条**　次に掲げる法律の規定中「署名押印した」を「記名した」に改める。

一　国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第百三十九条の二

二　確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第九十七条第一項

（農業信用保証保険法の一部改正）

**第二十三条**　農業信用保証保険法（昭和三十六年法律第二百四号）の一部を次のように改正する。

第四十二条第五項中「いう」の下に「。第七十七条第十号において同じ」を加える。

第五十一条中「提出して」を「提出し、又は提供し、」に改める。

第五十三条の見出しを「（決算報告）」に改め、同条中「決算報告書」を「主務省令で定めるところにより、決算報告」に、「提出して」を「提出し、又は提供し、」に改める。

第七十七条第十号中「書類を」を「書類若しくは電磁的記録を」に改め、「提出せず」の下に「、若しくは提供せず」を加え、「書類に記載すべき」を「書類若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき」に改め、「記載せず」の下に「、若しくは記録せず」を「の記載」の下に「若しくは記録」を加える。

（建物の区分所有等に関する法律の一部改正）

**第二十四条**　建物の区分所有等に関する法律（昭和三十七年法律第六十九号）の一部を次のように改正する。

第四十二条第三項中「署名押印しなければ」を「署名しなければ」に改め、同条第四項中「署名押印」を「署名」に改める。

第六十一条第十三項中「第九項本文」を「第十項本文」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十二項を同条第十四項とし、同条第十一項中「前項に」を「第十一項に」に、「前項の」を「同項の」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十項中「当該買取指定者」の下に「。次項において同じ。」を加え、同項を同条第十一項とし、同項の次に次の一項を加える。

12　第五項の集会を招集した者は、前項の規定による書面による催告に代えて、法務省令で定めるところにより、同項に規定する区分所有者の承諾を得て、電磁的方法により第七項前段に規定する請求をするか否かを確答すべき旨を催告することができる。この場合において、当該第五項の集会を招集した者は、当該書面による催告をしたものとみなす。

第六十一条第九項中「第十三項」を「第十五項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項の次に次の一項を加える。

9　買取指定者は、前項の規定による書面による通知に代えて、法務省令で定めるところにより、同項の規定による通知を受けるべき区分所有者の承諾を得て、電磁的方法により買取指定者の指定がされた旨を通知することができる。この場合において、当該買取指定者は、当該書面による通知をしたものとみなす。

第六十三条第七項を同条第八項とし、同条第六項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　集会を招集した者は、前項の規定による書面による催告に代えて、法務省令で定めるところにより、同項に規定する区分所有者の承諾を得て、電磁的方法により建替え決議の内容により建替えに参加するか否かを回答すべき旨を催告することができる。この場合において、当該集会を招集した者は、当該書面による催告をしたものとみなす。

（不動産の鑑定評価に関する法律及び不動産取引の円滑化のための地価公示法及び不動産の鑑定評価に関する法律の一部を改正する法律の一部改正）

**第二十五条**　次に掲げる法律の規定中「署名押印しなければ」を「署名しなければ」に改める。

一　不動産の鑑定評価に関する法律（昭和三十八年法律第百五十二号）第三十九条第二項

二　不動産取引の円滑化のための地価公示法及び不動産の鑑定評価に関する法律の一部を改正する法律（平成十六年法律第六十六号）附則第六条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第四条の規定による改正前の不動産の鑑定評価に関する法律第三十九条第二項

（漁業災害補償法の一部改正）

**第二十六条**　漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）の一部を次のように改正する。

第三十五条第四項中「いう」の下に「。第二百条第十二号において同じ」を加える。

第五十八条中「提出して」を「提出し、又は提供し、」に改める。

第六十条の見出しを「（決算報告）」に改め、同条中「決算報告書」を「農林水産省令で定めるところにより、決算報告」に、「提出して」を「提出し、又は提供し、」に改める。

第二百条第十二号中「書類を」を「書類若しくは電磁的記録を」に改め、「提出せず」の下に「、若しくは提供せず」を加え、「書類に記載すべき」を「書類若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき」に改め、「記載せず」の下に「、若しくは記録せず」を「の記載」の下に「若しくは記録」を加える。

（住民基本台帳法の一部改正）

**第二十七条**　住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

第二十四条の二第五項中「前二項」を「第三項の規定による通知は、総務省令で定めるところにより、第一項又は第二項の規定による転出届を受けた市町村長の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて相手方である転入予定地市町村長の使用に係る電子計算機に送信することによつて、前二項」に、「行う」を「、それぞれ行う」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「政令で定める」を「第三項に規定する」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「最初の転入届又は最初の世帯員に関する転入届」を「最初の転入届等」に、「は、その旨を当該最初の転入届に係る転出届又は当該最初の世帯員に関する転入届」を「が第三項の規定による通知を受けていない場合又は同項の規定により通知された事項を前項の規定により消去している場合には、当該転入地市町村長は、最初の転入届等を受けた旨を当該最初の転入届等」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3　前二項の規定による転出届を受けた市町村長は、政令で定める事項を前条の規定により届け出られた転出先に係る市町村の長（以下この条において「転入予定地市町村長」という。）に通知しなければならない。